

# 社会福祉法人月山福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という)は、利用者の意向を尊重し、多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者個人の尊厳を維持しつつ、地域社会に於いて自立した生活を営むことが出来るよう支援することを目的として次の事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業「作業所月山」の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業「スローワーク新町」の経営
- (ハ) 相談支援事業「一柳」の経営
- (ニ) 放課後等デイサービス事業の経営
- (ホ) 障害児相談支援事業の経営

#### (2) 公益事業

- (イ) 鶴岡市地域生活支援事業「日中一時支援事業」の経営
- (ロ) 生活困窮者就労訓練および就労準備事業

### (名称)

第2条 この法人は社会福祉法人月山福祉会という。

### (経営の原則など)

第3条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実・効果的且つ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は地域社会に貢献する取り組みとして、シングルマザー、働きたい高齢者、薬物依存からの脱却者など、経済的に困窮する人及び障害者の土日・祭日などの余暇活動を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を山形県鶴岡市中野京田字壱柳4番地1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上10名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者(評議員)の推薦及び解任の提案は理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に関する規則は理事会において定める。
- 4 選任候補者(評議員)の推薦及び解任の提案を行う場合は当該者が評議員としての適任・不適任と判断した理由を「選任・解任委員会」に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、外部委員が出席し賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬など)

第8条 評議員に対して各年度の総額が30,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬などの支給基準に従って算定した額を報酬として支給することが出来る。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員の報酬などの支給基準とその額
- (3) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第12条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して評議員会を召集するよう求めることが出来る。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議はこの決議に特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は議長及び出席評議員の内から選出された議事録署名人2名が議事録に署名押印する。

## 第4章 顧問、役員及び職員

(顧問)

第15条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会及び評議員会の決議を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に応じ、理事会及び評議員会に意見を具申する。
- 4 任期については、役員の任期に準ずる。

(役員の数)

第16条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事の内1名を理事長とし、他1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 業務執行理事を常務理事と読み替える。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。

- 2 監事はいつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(役員報酬など)

第 22 条 理事及び監事に対し評議員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支払うことができる。

(職員)

第 23 条 この法人に職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長など」という)は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長など以外の職員は理事長が任免する。

## 第 5 章 理事会

### (構成)

第 24 条 理事会は全ての理事をもつて構成する。

### (権限)

第 25 条 理事会は次の職務を行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (召集)

第 26 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは業務執行理事が、業務執行理事に事故あるときは予め理事会において定めた順序による理事が召集する。

### (決議)

第 27 条 理事会の決議は決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができたものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第 28 条 理事会の議事については法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事長及び出席監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

### (資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 4 番 1 所在の敷地 (2,521.31 平方メートル)

- (2) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 4 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根平家建  
作業所 1 棟 (522.53 平方メートル)
- (3) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 4 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建  
作業所 1 棟 (1 階 191.15 平方メートル) (2 階 191.15 平方メートル)
- (4) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 4 番 2 所在の敷地 (469.54 平方メートル)
- (5) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 4 番 7 所在の敷地 (82.51 平方メートル)
- (6) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 5 番 1 所在の敷地 (806.00 平方メートル)
- (7) 山形県鶴岡市中野京田字壺柳 4 番地 2、5 番地 1 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
工場 1 棟 (343.17 平方メートル)  
附属建物として  
木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建 工場 1 棟  
(1 階 124.42 平方メートル 2 階 47.26 平方メートル)
- (8) 山形県鶴岡市平京田字屋敷廻 2 0 0 番 1 所在の田 (215 平方メートル)
- (9) 山形県鶴岡市平京田字屋敷廻 2 0 1 番 3 所在の田 (179 平方メートル)
- (10) 山形県鶴岡市平京田字屋敷廻 2 0 1 番 9 所在の田 (618 平方メートル)
- (11) 山形県鶴岡市下川字五百刈 116 番 1 所在の宅地 (2,366.99 平方メートル)
- (12) 山形県鶴岡市下川字五百刈 116 番 3 所在の宅地 (2,885.89 平方メートル)
- (13) 山形県鶴岡市下川字五百刈 116 番地 1、116 番地 3 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建  
事務所 1 棟 (39.74 平方メートル)  
畜舎 5 棟 (各 397.48 平方メートル)  
物置 1 棟 (238.49 平方メートル)  
堆肥舎 1 棟 (274.03 平方メートル)
- (14) 山形県鶴岡市西京田字前田 2 7 5 番所在の畑 (1,606 平方メートル)
- (15) 山形県鶴岡市千安京田字龍花山 2 6 6 番所在の畑 (698 平方メートル)
- (16) 山形県鶴岡市千安京田字龍花山 2 6 7 番所在の保安林 (194 平方メートル)
- (17) 山形県鶴岡市千安京田字龍花山 2 8 2 番所在の保安林 (92 平方メートル)
- (18) 山形県鶴岡市辻興屋字街ノ上 2 6 0 番所在の保安林 (173 平方メートル)
- (19) 山形県鶴岡市辻興屋字街ノ上 2 7 9 番所在の畑 (1,004 平方メートル)
- (20) 山形県鶴岡市辻興屋字街ノ上 2 8 0 番所在の畑 (521 平方メートル)
- (21) 山形県鶴岡市下川字五百刈 2 1 6 番所在の畑 (955 平方メートル)
- (22) 山形県鶴岡市下川字五百刈 2 1 8 番所在の畑 (2,737 平方メートル)
- (23) 山形県鶴岡市下川字五百刈 2 1 9 番所在の畑 (4,035 平方メートル)
- (24) 山形県鶴岡市大山字天保恵 1 4 番 6 所在の宅地 (3,300.65 平方メートル)
- (25) 山形県鶴岡市大山字天保恵 1 4 番地 6 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建  
工場 1 棟 (495.04 平方メートル)
- (26) 山形県鶴岡市新海町 3 0 番地 7 所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建  
作業所 1 棟 (1 階 194.08 平方メートル 2 階 206.59 平方メートル)
- (27) 山形県鶴岡市新海町 3 0 番 7 所在の宅地 (406.46 平方メートル)
- (28) 山形県鶴岡市大山字向町 1 番 4 所在の田 (2,245 平方メートル)
- (29) 山形県鶴岡市大山字向町 4 番 2 所在の田 (1,330 平方メートル)
- (30) 山形県鶴岡市大山字向町 1 番 6 所在の宅地 (1,835.25 平方メートル)

- (31) 山形県鶴岡市大山字天保恵 14 番 8 所在の宅地 (4.09 平方メートル)
- (32) 山形県鶴岡市大山字天保恵 14 番 9 所在の宅地 (189.31 平方メートル)
- 3 その他財産は基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きを執らなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て鶴岡市長の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には鶴岡市長の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合。(協調融資に関する担保に限る)

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を得て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類につい

ては定時評議員会に提出し第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧の供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬などの支給基準を記載した書類
- (4) 事業の概要などを記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるものの他、新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 鶴岡市地域生活支援事業「日中一時支援事業」の経営
- (2) 生活困窮者就労訓練および就労準備事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は評議員会の議決を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。



## 第9章 定款の変更

### (定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは評議員会の決議を得て、鶴岡市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは遅滞無くその旨を鶴岡市長に届け出なければならない。

## 第10章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は社会福祉法人月山福祉会の掲示板に掲示するとともに官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

### (施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は理事会において定める。

### (附則)

1 この法人の設立当初の理事、監事は次のとおりとする。但し、この法人の成立後遅滞無くこの定款に基づき役員を選任を行うものとする。

理事長	富樫 博
理事	石川 一郎
〃	茂木 順子
〃	菅原 恒彦
〃	山洞 郁子
〃	安野 興輝
〃	村田勇治郎
監事	清和 正志
〃	五十嵐弘行

2 この定款は、山形県知事の認可(平成15年7月10日)のあった日から施行する。  
この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成16年10月28日)  
この定款は、平成17年1月23日より施行する。  
この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成17年8月26日)  
この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成18年4月25日)  
この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成19年3月13日)  
この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成19年7月11日)

この定款は、平成 19 年 10 月 28 日より施行する。

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成 20 年 4 月 28 日)

この定款は、平成 21 年 5 月 31 日より施行する。

この定款は、平成 21 年 7 月 28 日より施行する。

この定款は、平成 23 年 10 月 29 日より施行する。

この定款は、山形県知事の認可のあった日から施行する。(認可日平成 24 年 6 月 29 日)

この定款は、平成 24 年 10 月 27 日より施行する。

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 25 年 4 月 26 日)

この定款は、平成 26 年 3 月 29 日より施行する。

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 26 年 8 月 1 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 27 年 3 月 12 日)

この定款は、平成 28 年 3 月 26 日より施行する。

この定款は、平成 28 年 7 月 13 日より施行する。

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 28 年 10 月 12 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 28 年 12 月 6 日)

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 29 年 6 月 1 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 29 年 12 月 6 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日平成 30 年 12 月 4 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日令和元年 7 月 8 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日令和 5 年 1 月 17 日)

この定款は、鶴岡市長の認可のあった日から施行する。(認可日令和 5 年 6 月 1 日)